

地域生活支援拠点等に関する今後の方向性について（案）

市では、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所以上確保し当該拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制を確保することを目標としていることから、次のような方向性で、整備を推進する予定です。

① 拠点に備える機能

当該拠点に備える機能については、5つの機能とされていますが、地域の実情等に応じた対応が可能とされていることから、最終的に全ての機能を備えることを目指しますが、まず、①相談 及び ②緊急時の受け入れ・対応の機能を先行して整備を進めます。

② 拠点の整備時期

拠点の設置時期については、来年度中ごろを目途として、整備を進めることとします。

③ 拠点の整備手法等

拠点の整備手法として、現状の施設やサービスに5つの機能を付加した「多機能拠点整備型」や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」が厚労省等の資料ではイメージとして示されていますが、整備手法等についても、地域の実情に応じた対応が可能とされています。

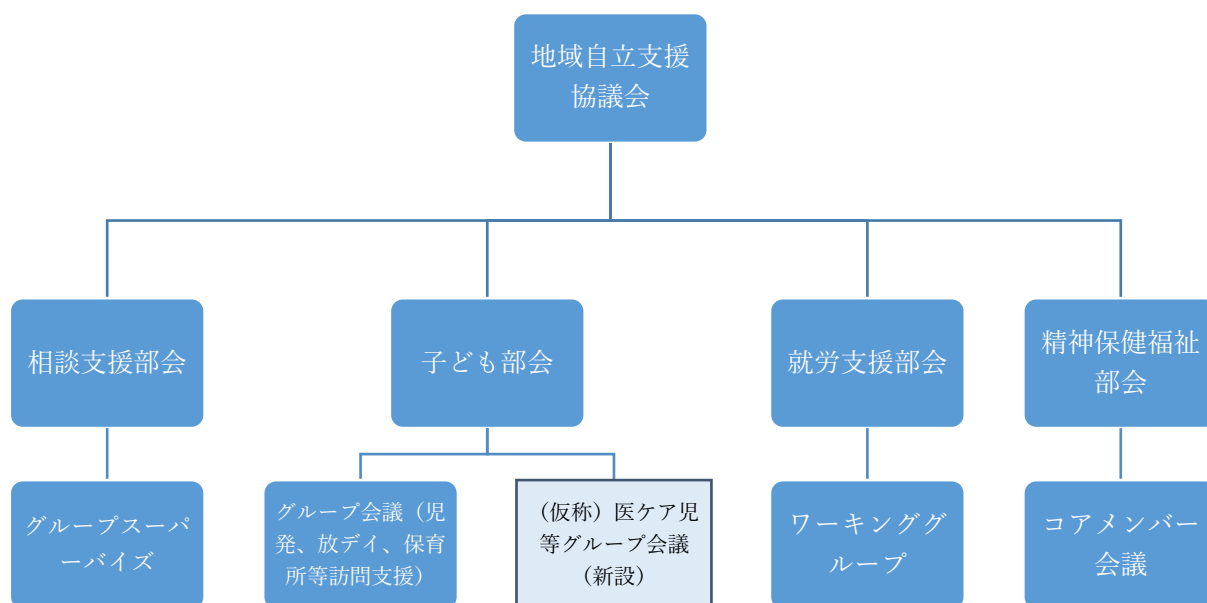
市としては、機能の一つである追って整備を進める予定である、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成及び⑤地域の体制づくりを見据えて、「面的整備型」をイメージし、整備を進めることとします。

医療的ケアが必要な児（者）への支援等について（案）

医療的ケアが必要な児童等（以下「医ケア児等」という。）に対する支援等については、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において、協議の場に関し「自立支援協議会」及び同子ども部会を提示しているところです。

現在、本市内には、医ケア児等に関するコーディネーターの研修修了者が複数事業所に在籍されていますが、その方たちの有機的なつながりはないのが現状です。

そこで、コーディネーターの方同士が情報共有やケースについて協議できる場を設けることで、医ケア児等やその家族が、地域で安心して過ごすことができる体制づくりの一助となるよう、令和4年度中に子ども部会の中に「(仮称) 医ケア児等グループ会議」の設置を検討しているところです。



医ケア児等グループ会議については、より実務的な内容、対応が見込まれることから、定期的な会議の開催を主体とせず、各コーディネーターからの求めに応じて柔軟な対応、検討ができるよう、ケースや課題等に応じたグループ会議の開催及び研修会等の開催手法を検討します。

また、新設予定の本グループ会議も含め、各グループ会議の取りまとめ役については子ども部会の部会員として、部会に参加いただく方向で検討しています。